

【PDF 1】

遅延損害金の割合

令和8年4月1日以降の遅延損害金の割合は、長野市水道事業給水条例第30条の2第3項に規定する法定利率(民法第404条に規定する年3.0%)とします。

【遅延損害金の計算方法】

水道料金滞納額×遅延損害金の割合×納期限の翌日から納付の日までの日数÷365日

(計算上の注意)

- (1) 未納額が2,000円未満の場合は、遅延損害金はかかりません。
- (2) 未納額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算します。
- (3) 算出した遅延損害金が1,000円未満である場合は、遅延損害金はかかりません。
- (4) 算出した遅延損害金に100円未満の端数がある場合は、その端数金額は切り捨てます。
- (5) 計算の過程における金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

(遅延損害金計算例)

未納額が30,500円、納期限令和8年5月7日、納付日が令和9年8月6日の場合(456日分)

(1) 未納額1,000円未満の端数を切り捨てます。30,500円⇒30,000円

(2) 納期限から納付日までの日数を遅延損害金の割合で計算します。

<納期限翌日から納付日まで(456日分)>

・30,000円×3.0%×456日÷365日=1,124円(100円未満切り捨て)

遅延損害金 1,100円